

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第6回）

日時 令和5年5月31日（木）15：00～16：12

場所 オンライン開催

1. 開会

○能村新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまから地域共生ワーキンググループの第6回会合を開催いたします。

本会合はオンラインでの開催とさせていただきます。トラブルやご不明な点がございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレスや連絡先までご連絡いただければと思います。

本ワーキンググループですけれども、これまで再エネの長期電源化や地域共生に向けた制度的検討を要する論点につきましてご議論いただき、本年、2023年2月に中間とりまとめを行いました。その上で、法制上の措置が必要なものにつきましては、再エネ特措法の改正を含みますGX脱炭素電源法案に盛り込みまして、既に報道もされてございますが、本日午前中の参議院本会議を踏まえまして、法案が成立したところでございます。改めまして皆様の集中的なご議論に御礼申し上げます。

本ワーキンググループですけれども、法改正を踏まえた省令、ガイドラインの準備も含めまして、さらに議論を深めていただければと思ってございます。委員の皆様におかれましては、引き続きのご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行につきまして、山内座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内座長

承知しました。

今、能村課長からお話がありましたとおり、本日、GX脱炭素電源法が成立したということでございます。委員の皆様にはこれまで非常に熱心にご議論いただきまして、今回、法成立につながったというふうに思っております。私からも感謝を申し上げたいと思います。引き続き活発なご議論をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。配付資料一覧にありますけれども、議事次第、委員等名簿、資料1といたしまして「再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討」、参考資料の1といたしまして、今年2月にまとめました中間とりまとめを念のためご用意してございます。以上です。

2. 説明・自由討議

(1) 再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討

○山内座長

ありがとうございました。

今日の議題は、再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討ということでありまして、これは資料1ですね。まずはこれについて事務局からご説明をお願いいたします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。資料1をご覧くださいと思います。制度的な検討事項ということでございます。

本日の議題でございますけれども、資料の2ページ目になります。このWGでは、冒頭申し上げましたとおり、昨年10月以降、延べ5回ご議論いただきまして、また、ヒアリングなども行いまして、事業規律の強化でありますとか、既設の太陽光、再エネの最大限の活用に向けた制度的検討をご議論いただいたところでございます。その成果につきましては、本年2月にとりまとめていただきまして、法的な措置を伴うものにつきましては、本日、法律として成立をしたというところでございます。

本日はこの中間とりまとめを踏まえまして、法律によらずにもスピーディーにできる措置というところについてのご議論を賜ればと思っております。また、本日成立いたしました法律の具体的な措置に向けた省令やガイドラインの中身に向けたご議論というのは、次回以降させていただければと思っております。

まず、本日ご議論いただくものとして、論点①といたしまして、認定手続の厳格化というものでございます。また、併せまして論点②といたしまして、自治体との連携強化というところにつきまして、ご議論を賜ればと思っております。あわせて報告事項といたしまして、太陽光パネルを含めた再エネ設備の大量廃棄に向けた計画的対応というところについてのご報告事項ということもございます。

それでは、まず論点①の関係につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の3ページ目をご覧くださいと思います。本年2月におまとめいただきました中間とりまとめにおけます整理の内容を抜粋したものでございます。中間とりまとめにおきまして、認定申請の要件関係でございますけれども、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地の開発に関わる、ここで掲げておりますような森林法におけます林地開発許

可ですとか、②として宅地及び盛土の許可ということで、今回、5月26日に盛土の関係も施行されていますけれども、盛土規制法の関係の許認可というもの、また、③砂防三法に関する許可というものでございます。こうした許認可につきましては、周辺地域の安全性に特に強く関わるということで、一度許認可の対象の行為が行われた場合には原状回復も著しく困難ということで、FIT/FIPの認定の申請要件にすべきといった内容のとりまとめをいただいているところでございます。

あわせてまして二つ目の黒丸に書いてございますけれども、風力・地熱事業につきましては、法や条例に基づく環境アセスの対象である場合には、上記の許認可を認定後に取得することも認めるが、認定から3年以内に当該許認可を取得することなどを条件とした条件付認定を行うなど、厳格な対応を行うという形の内容をまとめていただいております。

あわせてまして三つ目の黒丸ですけれども、こうした上記の①から③に掲げている以外の許認可につきましても、事前の申請要件化を今後検討することを妨げるものではないといったこともまとめていただいております。あわせて二つ目の矢じりに書いていますけれども、温対法の促進区域と連携した形の検討ということも今後検討してはどうかといった内容をまとめていただいております。

本日、こうした論点につきまして、さらに具体的に議論をさせていただければと思っております。

資料の7ページ目をご覧くださいと思います。まず、追加的な論点、本日ご議論いただく具体的な論点の内容でございますけれども、まず速やかに、先ほど申し上げました三つの許認可、特にそれは災害の危険性に直接影響を及ぼし得るというもので、土地の開発に関わるものということで、周辺地域への安全性の影響の観点から、特に対応の緊急性・必要性が高いということで、これについては速やかにFIT/FIPの認定申請要件化の進めていくということを考えていきたいと思っております。

他方で、二つ目の黒丸ですけれども、これらの許認可以外のものにつきましても、今後検討を妨げないというふうにとりまとめいただいているわけですが、今後ですけれども、同じように認定手続の厳格化の対象とすべき理由がある場合には、その許認可につきましてはFIT/FIP認定の申請要件とすることを検討するというので、まずは先行して、先ほど申し上げた三つの許認可につきまして、災害の危険性などの直接影響を及ぼすような、そういった対応の必要性・緊急性の観点から、まず先行してやっていくということ。また、今後、必要に応じてその他のものについても検討する必要があるれば、やっていくということではないかということでございます。

この段階におきまして、特にこれが、上記の三つ以外について検討し得るのではないかということについて、具体的なものがあるわけではございませんけれども、今後こうしたニーズが出てくればしっかりと検討していきたいというふうにご検討をしております、三つ目の黒丸に書いてございますとおり、必要な対応があれば、本WGにおきまして随時議論を追加してはどうかということになってございます。

あわせて二つ目の論点でございます。8ページ目ですけれども、温対法との連携でございます。温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度でございますが、これについては市町村が策定する制度となっております。市町村において再エネ事業の促進区域ということ策定していくということでございますので、地域において課題に一番接せられている自治体においてそうした策定がされるということで、地域や事業者の方にとっても、こうした区域が設定されることで再エネ発電事業の予見可能性は高まるということで、地域共生型の再エネとしていくという観点からも、再エネ特措法と温対法の連携ということを具体的に検討していくことが重要だということでございます。

こうした観点から、中間とりまとめにおきましても、この連携というところを検討していく方向性が打ち出されているところでございます。さらに、検討を進めていく上での幾つかの視点、論点というところを、少し字が小さくて恐縮でございますが、3点ばかり記載をしてございます。

一つ目ですけれども、促進区域におきましては、2023年5月時点で現在10件の促進区域が設定されております。現在、環境省さんの審議会におきまして、こうした促進区域の設定の加速的な検討をするということで、今、制度の検討を行っているところでございます。そうした中で、こうした検討と連動する形も必要であろうということでございますので、こうした検討とうまく連携をしていく必要があるということが一つ目のポイントになります。

また、二つ目ですが、温対法のメリットといたしまして、ワンストップ化特例ということで、事業者の方々からしてみると、様々な許認可につきまして、温対法の促進区域になれば自治体経由でワンストップ機能を活用することができるということでございます。今回、FIT/FIPの認定申請要件化というところで、申請に際しては事前に許認可の取得が必要だということになるわけでございますが、こうした制度とワンストップ化特例との関係など、温対法の特例と今回のこのFIT/FIPの事前申請というところの全体的なタイムライン、具体的な関係性につきまして、しっかりと整理した上で、連携を具体的に検討していく必要があるというのが二つ目の視点でございます。

また、三つ目でございますけれども、促進区域につきましては、その策定をするプロセスを含めまして、一定の合意形成が図られているということで、地域において再エネが受け入れられやすい環境がつけられているエリアだということでございますけれども、こうした再エネ導入を促進する観点からも、再エネ特措法の今回手続の厳格化というところと、温対法においてこうした促進区がつけられるというところの連携の在り方を、うまく組み合わせることが必要でございますので、そうした観点からも、どういう形の連携がいいのかということについては検討を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

こういう観点からは、まず第一義的に、先ほど申し上げました三つの許認可、盛土規制法、森林法、砂防三法、そうした先行した許認可についての認定申請要件化というところについての省令改正ということをまず進めていくということと、こうした温対法との連携というところの具体的な連携というところにつきましては、少し時間軸を区分けする中で、しっか

りと議論を進めていく必要があるのではないかと考えています。こうした連携については、こうした三つの視点からさらに検討を深めていきたいと考えているところでございます。

10 ページ目になります。また、認定手続の厳格化について、三つ目の論点でございますけれども、今後のスケジュール等というところに表題をつけていますけれども、認定申請の要件化というところにつきましては、この検討会を含めまして、また、その関係省庁と連携してやってございます事業規律検討会においても議論を重ねてきているところで、既にそういうところでのとりまとめを含めると、既に様々なところから情報発信がされているわけでございますけれども、事業者や自治体への影響というところも踏まえまして、一定の周知期間も設けながら、速やかに施行するということが必要ではないかと考えてございます。

具体的には、一つ目の黒丸に書いてございますけれども、本日の議論も踏まえまして、必要な手続を経た上で、2023 年夏に省令ガイドラインを改正いたしまして、一定の周知期間を置いた上で、秋頃、具体的には 10 月 1 日を念頭に施行するということを目指してはどうかというものでございます。

また、いわゆる F I T の手続ということに加えまして、入札案件につきましては、入札の参加時なのか、入札落札後の認定申請の段階なのかというところの時間軸がございましてけれども、本案件につきましては、手続の厳格化につきましては、入札の参加時ではなく認定申請の段階というところで、一般的な入札外のものと同じような形にするということだと思いますけれども、認定申請までに許認可を取得するということを求めてはどうかということでございます。ただ、入札の場合は、仮に落札した場合であっても、認定申請までの間に許認可が取得できなかった場合には、事業者の帰責性によらず落札者決定を取り消すということをしてはどうかというものでございます。

なお、事業者の予見性を確保するという観点からは、今年の 10 月 1 日を念頭に制度を施行させていくわけでございますが、一定の経過措置も必要ではないかと考えてございます。具体的には二つ念頭に置いてございまして、一つが、入札外案件につきましては、この秋、10 月 1 日の施行前に、不備なく F I T / F I P の認定申請を行われたものにつきましては、事前の許認可取得ということまでは求めなくていいのではないかとということ。ただ、いずれにしろ、※に書いてございますが、経過措置の対象になる案件であっても、関係法令の遵守は求められてございますので、適時な必要な許認可を適切に取得する必要があると。当然、電気事業法の工事計画届出ですとか、実際の発電というところに向けて、関係法令をしっかりと許認可を取る必要があるというのは当然でございます。

また、入札案件につきましても、入札に参加する際に、事業計画受付締切までの事業計画を提出する必要が本来もあるというところなんですけれども、施行前に事業計画受付締切が到来したものにつきましては、今回、経過措置の対象としてはどうかというものでございます。

具体的には、少しタイムラインに沿って補足をさせていただいたほうが分かりやすいと思いますので、資料の 11 ページ目をご覧くださいと思います。これが 2023 年度の入札の関係のタイムラインでございまして、先ほど申し上げました関係で申しますと、第 16 回、17 回というところは、事業計画の審査、事業計画の受付の締切というところが、実際には 7 月段階と。第 17 回の太陽光であれば、7 月 14 日に事業計画受付締切を行うよということでございます。これは経過措置の対象になるということでございますが、一方で、第 18 回の太陽光の入札のところを見ていただきますと、事業計画受付締切というのは 10 月 13 ということ、仮に 10 月 1 日の施行であれば、これは経過措置の対象にならないということ。また、一番右のラインでございますけれども、第 3 回陸上とか、着床式洋上風力というところを見ていただきますと、事業計画受付の締切は 9 月 22 日という形になってございしますので、ここは経過措置の対象になるということですが、一方で、追加入札というところになりますと、事業計画受付締切が年をまたいで 2 月 9 日となりますので、これについては経過措置の対象にならないといったような、こういう形での経過措置の適用ということが適切ではないかというふうに事務局としては考えているところでございます。

続きまして、自治体との連携強化ということで、大きな二つ目の論点に移らせていただきたいと思っております。資料 12 ページ目をご覧くださいと思います。今回の認定手続の事前許認可取得というところの厳格化というところでございますので、認定申請要件となる許認可の取得を中心に、こうした許認可を所管されておられます、多くの場合は自治体に実際には事務が下りているということで、自治体の皆様、また関係省庁の方々との、関係行政機関との一層の連携強化、これは必要であろうというふうに考えているところでございます。特に申請事業者による十分な情報の提供及び経産省、自治体の方々との間の情報共有のさらなる充実ということが重要ではないかなと思っております。

まず一つ先行して考えなければいけないことといたしましては、今回、事前の許認可取得を求めます林発ですとか、盛土規制法の関係の許認可、また砂防三法許認可の三つの関係許認可というところの申請を自治体の皆様に行うということですが、こうした場合には、まだ F I T の申請は許認可取得の後になりますので、F I T の申請より前にこの許認可の申請を行っていただくということにはなるのですけれども、F I T / F I P の認定申請を行うに先立って、再エネ業務管理システム等への仮登録のような形で、事業者による情報提供の、十分な情報を確保するようなことを検討してはどうかと考えてございます。現時点では F I T / F I P の認定申請がなされたところから業務管理システムのところへの登録という形が始まって、その申請があった段階で、これまではプッシュ型で自治体の方々にも情報を提供していくということだったのですが、F I T / F I P の認定申請より先立つ形で、こうした許認可の申請の行為というものが事業者において行われるということを踏まえ、F I T / F I P の認定申請より前に、システムへの仮登録のような、そういったものを今後つくっていく必要があるのではないかという問題意識でございます。

三つ目の黒丸に書いてございますけれども、認定申請要件となる許認可につきましては、

これまで以上に円滑に許可状況を把握することが必要となるということになりますので、自治体の方々からの認定申請に対する許認可等に関する情報につきましては、エネ庁に対しても共有できるようなということを、さらに深掘っていければいいなというふうに考えているところでございます。

現時点でも既に、13 ページ目をご覧くださいますと、今回の法改正の内容でも、F I T / F I P の関係法令違反があれば、交付金の一時留保というところの措置を具体的に盛り込んだわけでございますけれども、現在は関係法令の、例えば条例であれ、森林法であれ、自治体の例えばA課というところでそうした違反を確認するということで、違反があったという通報をいただきましたら、関係省庁、経産局、またほかの自治体のほかの課含めて、そのプラットフォームに参加しているの方々にはプッシュで情報が共有されるという形になってございます。

また、関係行政機関においても、例えば本省の方々がそうした情報を見てコメントされた場合には、それがまた関係者に共有されると、そういうような情報の双方向のシステムの構築ということが、これは本年3月に構築させていただきまして、実際に自治体からもこうしたプラットフォームを活用した情報の提供が始まってきているという状況でございます。

これは、ただ、先ほどの繰り返しになりますが、F I T の申請があった以降のところでは、こういうシステムを使うことができるということですが、それを少し事前の段階に拡張する形で、F I T / F I P の申請を念頭に、こうした許認可の取得を行う事業者においては、仮登録というような形でこうしたシステムの中に組み込むような、そういうことが必要ではないかという問題意識でございます。こうした点につきましても、ご議論を賜ればなと思っております。

この点につきましては、今回、関係法令の許認可の事前取得というところの論点においてご議論いただいているわけですが、本日成立いたしました再エネ特措法の中でも、F I T / F I P の申請の前に、住民説明会を含めた地域への事前周知ということが義務化されているということの中で、これも申請の前に住民説明会の開催というところが義務化されてくるというわけでございますので、今回の法改正の内容におきましても、申請より前の段階での事業者なる方々の行為というところを、どういう形で共有していくのかというところが課題になってまいりますので、今後こうした法律での措置の具体化におけます論点とも密接に対応が求められているところとしては共通するところがございますので、こうしたところも含めて今後引き続きご議論を賜ればと思っております。

最後、資料の14 ページ目になります。太陽光パネルの大量廃棄に向けた計画的対応というところにつきましても、報告書の中でとりまとめていただいております。中間とりまとめの中でまとめていただいておりますが、こうした点につきましては、環境省さんと一緒になりまして、太陽光パネル以外にも含めて、再エネ機器についての廃棄、リサイクルの在り方ということで、制度的な措置を含めた検討を行っていくということでございます。本年4月に第1回会合、また5月に第2回会合ということで、また6月に継続的に議論していく

ということでございます。

具体的には、次のスライド、15 ページ目になりますけれども、今後の方向性というところで、太陽光発電につきましては、パネル含有物質の情報提供を再エネ特措法の認定基準に追加するというので、こういう情報提供がないと F I T の中に入ってこれないよということで、メーカーや輸入事業者におけるパネルに関する情報の提供を、より実質的に義務化していくようなことが検討できないかということなど、これもやはり特措法の省令改正が必要になってまいりますけれども、こうした点の検討ということ。また、義務的リサイクル制度を含めました制度的な措置の対応ということも検討していくということでございます。

そのほか、風力発電につきましては、大型風力のブレードなどのリサイクル技術の動向を把握しながら必要な検討を行うということと、併せて地域におきまして、野良風車などでも散見されますけれども、小型風車の対応につきまして、適切な廃棄に当たって、必要となる措置について検討していくということでございます。

こうした環境省さんと合同の検討会などを通じまして、対応をしっかりと行っていきたいと思っておりますし、またそこで議論が深まる中で、こちらのワーキンググループにおきましてもご議論をいただく機会も出てくるのかなと思っておりますので、その際にはどうぞまた引き続き、よろしくお願ひできればなと思っておりますのでございます。

事務局からは、説明は以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思っておりますけれども、できる限り効率的に議事を進めていこうと思っておりますので、発言は要点を絞っていただければありがたいと思っております。

それでは、今ご説明いただいた資料1ですね。これについて質疑応答にしますけど、発言をご希望のケースは、この会議はチャットボックスがあつて、チャットで発言希望と、名前も書いていただいて、それでこちらにお知らせください。そうすればこちらからご指名をいたしますので、そういった手続をお願いします。

どなたかいらっしゃいますでしょうか、最初の発言。

大貫委員がご発言をご希望ですか。どうぞ、ご発言ください。

○大貫委員

ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○山内座長

大貫委員、聞こえていますか。

○大貫委員

聞こえています。

○山内座長

ちょっとこちらに流れてくる音量が小さいので、できればちょっと大きな声で。

○大貫委員

できるだけ大きい声で申し上げます。

今回提出されている二つの論点、先ほど事務局からご説明がありましたが、つまり、認定
手続の厳格化、三つの追加的論点全てですが、それと、自治体との連携強化についての事務
局の提案に賛成したいと思っております。その上で、手短に3点意見を申し上げます。

まず、スライド7の追加的論点（1）のところでございます。そこにありますように、林
地開発許可や盛土等規制法の許可、砂防三法における許可以外の許認可についても、F I T
／F I P 認定の申請要件とすることを、今年の秋に予定されている省令改正により対応す
るのではなく、引き続き本ワーキングで検討すべきではないかと、そういう提案だと理解し
ましたが、そういう提案には賛成いたします。

その上で申し上げたいことがございます。現在その取得を申請要件とすることがあり得
る許認可としては、例えば農地転用許可や河川占用許可が考えられているようですが、まず
は、それらの許認可の保護法益、あるいは許認可が目的としていることが何かについて、丁
寧な検討が必要ではないかと思っております。例えば農地転用許可は、国土の計画的かつ合
理的な土地利用の観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りながら、優良農
地を確保して農業生産力を維持するとともに、農業経営の安定を図るものとされておしま
す。河川占用許可は、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、
良好な環境の保全と適正な利用が図られることを目的としているようでございます。つま
り、今、例示として挙げた二つの許可は、周辺地域の安全性とは直接の関係はないか、ある
いは関係性は強くないようであります。このような趣旨の許認可をF I T／F I P 認定の
申請要件とすることが発電事業者が負う負担とバランスが取れているのかについては、本
ワーキングで丁寧な検討が必要だろうというふうに考えております。

次に、スライド8の追加的論点（2）温対法との連携についてでございます。環境省の改
正温対法の枠組みの下で自治体を実施する政策は、今後の再エネ導入に非常に大きな影響
を持つと思われれます。改正温対法の下での促進区域は、先ほど事務局のご説明にもありまし
たように、2023年5月現在で10地域あるそうです。しかしながら、その多くは公共用地や屋
根上の活用などによる太陽光発電にとどまっておるようでして、自治体が主体的に調整し
て再エネ導入を進める、本来想定された制度の役割を果たすには至っていないようにも見
えます。

他方で、2023年4月から環境省で、地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画
制度等に関する検討会が始まり、温対法等を活用した地域共生型再エネをどのように推進
するかが議論されていると承知しております。この検討会の資料によりますと、自治体にお
いて促進地域の策定が進まない理由として、次のようなことが挙げられております。人員不
足や財源不足のほか、制度に関する知識、域内の再エネポテンシャルや需要地、環境保全に
関する情報不足などが挙げられております。個々の地域の実情に対応した行政を行うべき
自治体が、本来、地方自治体はそのようなものだと思いますが、促進区域を積極的に策定で
きるように、再エネ特措法を所管する経産省と温対法を所管する経産省が連携して、自治体

をサポートするべきではないかというふうに思います。もちろん人員不足や財源不足には国が支援すべき筋のものではないでしょうけれども、温対法や再エネ制度に関する知識、域内の再エネポテンシャルや、需要地、環境保全に関する情報は、十分に提供できるのではないのでしょうか。

最後に、スライド9の参考、温対法の促進区域設定に係る基準についてでございます。再エネ導入に向けた地域における調整は、大変手間がかかるものだと推測しております。この地域における調整は、自治体のイニシアチブによって行われるのが本来の姿だろうと思いますが、先ほど触れましたように、自治体の人的、財政的リソースの限界も考慮いたしますと、国は自治体のイニシアチブにのみ頼るのではなく、ともすれば保守的になりやすい促進区域の設定に関しても、促進区域策定において自治体が検討すべき事項や方向性について、ガイドラインのようなものを示すことも必要ではないかと思われまます。

以上3点申し上げましたが、もとより本ワーキングでこれから検討される事柄についての意見でございます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

次は、大関委員でよろしいですかね。大関委員、どうぞ、ご発言ください。

○大関委員

産総研の大関です。

ご説明ありがとうございました。それぞれの論点について、少しずつコメントしたいと思います。

7ページ目の三つ以外の許認可の検討ですけれども、引き続き検討するということはいかなと思っています。その際に、どのような許認可の案件がどのくらいあるかというのは定量的に把握していただいて、今までの全部というよりは、直近のものかなと思いますので、その辺りはお願いしたいと思います。可能性としてあるのは、農地のため池に関しての法令の関係で、今は特定農業用ため池しか許可案件にはなっていないですけれども、水上の太陽光はそれに係る場合もあるかなと思いますので、そこはあるかなと思います。ただ、今までで起きているような事故は、架台が飛んだりとかそういうような、いわゆる電気事業法の範囲ですので、ため池が崩壊したりとか越水したりという事例は、水上太陽光のせいであることは、今のところ私のほうでは把握していませんので、そういうような事案が出たら、しっかりと入れていく必要があるのではないかと思います。

8ページ目、改正温対法との関係ですけれども、緩和について、自治体のほうで本当に緩和してもいいんですかというような懸念と、推進として、事業者にとってのインセンティブになるかというところのバランスだと思っています。この三つのうち、少なくとも砂防三法は、恐らく改正温対法のほうで促進区域に入れることは、ほぼほぼないと思っています、保全エリアか調整エリア、入れても調整エリアなんだと思っています。

林発に関しては、実態として 2020 年と 2021 年の実態しかまだ数字が出ていませんけれども、もともと 100 件とかいうところが今 72 件とか、大分減ってきているので、実情としてあんまりその辺の開発も、事業者としてはなくなってきているのかなと思っています。認定情報で見ると、2メガ以上は 2022 年で 7 件ぐらいしかなくて、500 キロ以上のところになると 250 件で、このうち建物がどのぐらいあるか承知していませんけれども、そういった実情ですので、林地開発自体の案件が、小規模案件はどのぐらい出てくるかによりますけれども、それが促進区域として有効に活用されるのであれば、検討の余地があるかなと思っています。

最後に、盛土規制法のところは、荒廃農地の利用との関係があって、これから施行ですので、どういう案件が入ってくるかは継続的にウオッチが必要だと思うんですけども、農地を利用する、もともと営農で使っている場合の盛土、開発行為に関しては、盛土規制法の範囲外なので、営農地を営農型で使うケースは多分大丈夫だと思うんですけども、荒廃農地を農地に戻すケース、この場合は盛土規制法の基準の範囲内に入ってくると認識していますので、そういったところに入れたい場合は、こういった緩和措置がある程度有効に働くのかなと思っています。

ただ、何でもかんでもというわけじゃなくて、促進区域の中にも幾つか種類があって、広域的ゾーニングをやると、やっぱり不特定多数になるので、自治体側の懸念も増えるのかなと思っていますけれども、例えばそれ以外の地区、街区指定型とか公有地、公共施設活用型とか、もっと事業提案型とか、そういったところに関しては、ある程度自治体も把握できる範囲だと思いますので、そういった促進区域の中でも、どれを緩和していくかというところは、運用の中で段階的に変更してもいいのかなというふうに思っています。

あとタイミングについてですけども、改正温対法の事業計画書の申請段階で例えば OK になるとか、そういったところがあると、少しインセンティブに働くのかなと思います。ちょっとここは分からないところもありますけれども、そういうことは思っています。事業認定した段階で、ワンストップに入る前になるので、駄目なものは後で取り消せばいいとか、そういった運用をしっかりと考えないといけないと思いますけれども、そういう可能性はあるのかなと思いました。

特に系統接続の関係で言うと、接続検討申込みは、どの資料の段階でできるかというところが結構大きな話だと思いますので、それが再エネ特措法の認定が早めに取れるとか、そういうところで事業性が見えて、ある程度図面まで描けてというものができているような事業提案型があれば、積極的にやってもいいかなと思いますし、そういう案件が先ほど申し上げた盛土規制法の中にかかるのであれば、そこは緩和の措置は有効に働く可能性もあるかと思いました。

10 ページ目は、経過措置は、これは賛成ですので、取れなかったら取り消すということでもいいかなと思います。

12 ページ目は基本的に賛成ですけども、これは一つ質問になりますけれども、事業者

がこれを仮登録しなかった場合は、そもそも認定が取れないのか。それとも任意での話なのかということところがちょっと分からなかったので、教えていただきたいと思います。その上で、仮登録がないけど自治体に申請がある場合とか、F I Tじゃない案件、非F I T案件についてはどうするのかとか、幾つかケースがあると思っていまして、整理して、自治体等がスムーズに運用できる話は整理していただいたほうがいいのかと思います。あと、どのような情報が必要かについても、詳細は検討が必要かなと思いました。当面は再エネ特措法案件だと思いますけれども、非F I Tとかに関してシステム運用をどういうふうにしていくか、過渡的にどうするか、常に運用していくかということところは、どれの案件もそうですけれども、常にスコープに入れて、忘れずに検討していただければと思います。

以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。

次のご発言者は桑原委員でしたか。どうぞ、桑原委員、ご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。

事務局のとりまとめ、ありがとうございます。基本的に事務局案に異存はございませんが、私も何点かコメントをさせていただければと思います。

まず7ページです。①から③以外の許認可のところですが、ほかの委員の先生方もおっしゃっておられましたが、許認可による保護法益や事業実施に当たってのリードタイムに与える影響等を総合的に勘案して、申請要件にするかどうかを検討していくという方向性に異存はございません。どこまでを申請要件に入れるかということを検討するに当たっては、認定を取得したにもかかわらず許認可が取得できないケース、つまり、申請要件に入らないほうの許認可の取得ができなかった場合の取扱い、これについては中間とりまとめでもいろいろ議論になりましたが、そのサンクションの度合いとバランスを取ったほうがいいと思いますので、セットで議論をしていく必要もあると思います。

それから8ページの温対法との連携の点です。こちらは、温対法との連携を加速する必要は理解いたしますけれども、今回の手続厳格化との関係で言うと、災害の危険性に影響を及ぼし得る手続というのが厳格化の対象となっており、温対法との関係で、これを緩和するという理由はないと思いますし、事務局案でも、促進区域において今回厳格化された手続自体の緩和は意図されていないのではないかと推察しておりますが、うまくバランスの取れた連携の在り方というのを考えていただければと思っております。

それから最後に10ページでございます。入札外案件の経過措置のところ、施行前に不備なくF I T/F I P認定申請が行われたものとございます。こうした経過措置が必要なことは理解いたしますが、不備なく認定申請が行われたもの、これは恐らく駆け込み申請みたいなものについての一定の牽制ということだとは思いますが、「不備なく」というのがどこまでを意図しているのかやや分かりにくいところもございますので、混乱を生じないよ

うに、より明確化していただくことを含めてご検討いただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは次に、神山委員、どうぞ。

○神山委員

神山でございます。プライオリティーを考えて、スピード感を持って順次進めていただけており、大変感謝いたします。私も事務局案に異存はございません。その上で幾つか述べさせていただきますように思っております。

まず7ページ目でございます。まずは三つの関係法令に絞って政省令化されるというところであろうと思います。その点に関しても異存ございません。また、私は、林地開発したときの太陽光パネルからの流水ですとか、ため池等で行われる水上太陽光、そちらのほうについて幾分気になっていたのですが、既に関係省令の申合せでかなり対処されているというように伺っております。ですので、皆様もおっしゃっていただきましたけれども、保護法益等も勘案しつつ、全体のスピード感というものとも調整しながら、必要に応じて法令化が必要であればというふうに私自身も考えております。今のところですが、例として、斜面かつ林地開発した場合ですとか、斜面かつ土地改変した場合のように、何らかの条件が重なると対応が必要な場合が出てくるというような科学的根拠があればそれを示しつつ、法令化が必要であればと考えているところではございます。この辺りはまだ慎重な議論が必要であろうと思っております。

続きまして、6ページ、8ページ目の再エネ特措法からの、おそらく再エネ特措法の敷居をかなり低くして、温対法の促進区域の指定とつなげるというような議論というところのように理解している部分でございますけれども、なかなか指定が進まない状況かと思っております。こちらに書かれておりますように、手続厳格化の例外として扱うというところに賛同しておりまして、その周知を行うということがまずもって求められていると思えます。その上で、よい事例が出てくれば進展も期待できるというふうには考えております。

それで、8ページでございますけれども、中ほどのところで、温対法に基づくワンストップ化特例というところで書いてございますが、以前、興津委員もおっしゃっていただきましたけれども、行政手続法の11条2項のところでございますよね。許認可全てそろってこそその事業開始というところになりますので、途中で何か一つ欠けるということで事業が頓挫するというのは、大変もったいないと存じますので、ぜひ各手続間の関係性とかタイムラインの整備というのは、引き続き進めていただきたいと思っております。

続きまして、10ページでございますが、今後のスケジュールにつきましては、不備のないものについて、また事業者の不測の損害をもたらすものについては、慎重に経過措置を取りつつ速やかに施行していただければと存じます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

次は、松本委員ですね。松本委員、どうぞ、ご発言ください。

○松本委員

山内座長、ありがとうございます。

事務局におかれましては、再エネの長期電源化と地域共生に向けた制度的検討を着実に進めていただきまして、大変ありがとうございます。まさに再エネは長期安定することで、そのコストが下がり、経済性を発揮します。その便益を地域に還元することができれば、脱炭素のみならず、好循環で再エネが地域に貢献していくのではないかと思います。しかし現状では、一部の地域で再エネが迷惑施設になってしまう要因になっており、長期電源化を図る上で、認定申請要件の認定手続の厳格化などの対応が必要な状況かと思えます。

まず論点①、7ページのこの追加的論点①から③の許認可については、ほかの委員からのご意見もありましたが、私もこの許認可については、FIT/FIP認定の申請要件とすべきことを検討するという事に同意をします。

8ページの再エネ特措法と温対法の連携を加速させることが重要ということにも私も同意をします。ここに挙げられている論点について、検討を進めていくべきだと思っております。

続きまして、12ページの論点②ですが、自治体との連携強化について、再エネ業務管理システムを通じて、自治体から認定申請に対する許認可等に関する情報をエネ庁に対して共有できるようにすることは、進めていただきたいと思えます。

最後に、再エネの長期電源化に向けて、手続の厳格化と自治体との連携強化を進めるとともに、再エネ電源の長期運転を促す追加的な仕組みづくりも検討いただけないかと思っております。今回の論点ではないですが、例えばオンサイトPPAの普及拡大に向けて、さらなる政府の支援、既に政府の支援が行われておりますが、広報を強化して普及を促してほしいと思えます。オンサイトPPAで購入する電気の単価は契約時に決定し、契約期間、例えば20年間で固定されるというのが一般的です。近年の電気料金の価格変動リスクを軽減することが期待できます。二つ目に、卒FIT後の設備維持のための基準づくりとサプライチェーンの構築、また三つ目に、長期電源運用のための資金調達の仕組みを検討し、示すということ。本検討会とは別の委員会やワーキンググループでの対応になるかもしれませんが、事務局におかれましては、ご検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございます。

委員の方、ご発言のご希望、ほか、いらっしゃいませんか。

それでは、九州電力、松本オブザーバー、どうぞご発言ください。

○松本オブザーバー

九州電力の松本でございます。丁寧なご説明、ありがとうございます。

まず太陽光パネルの廃棄関係につきまして、これまでも当方からパネルの廃棄問題に関する指摘は行ってきたところですが、検討会を立ち上げていただき、検討を加速していただき、ありがとうございます。

また、説明のときに、発電事業者向けの法改正の説明会の話があったように思いますが、改正法例の実施に当たっては、そのような場でしっかりと説明と周知を行っていくことが非常に重要かと考えております。

本題に入りますと、FIT/FIPに関しましては、今回、あるいはこれまでのワーキングで提示された認定手続の厳格化によりまして、適正化というのはしっかり進んでいくものと期待しております。スライド3に記載された①から③の法令、許認可以外にも、委員さんからご指摘あったように、農地法とか河川法なども、地域共生には少なからず関係するものがあると考えており、必要に応じて今後検討をお願いしたいと思っております。

次に、FIT/FIP以外の再エネの電源の対応については、今後の課題があるかなと考えてございます。特に最近ではPPAで、FIT/FIPより高く買取りするような案件も増えているところがございます。再エネ特措法による規制が適用されないような当該案件について、どのように許認可法令手続や地域との共生を適正化していくのかと、こういった点も非常に重要かと考えてございます。

スライド12に示された再エネ業務システムによる情報共有化を行うという点につきまして、送配電会社ではないので詳細は把握できかねますが、系統接続を行う一般送配電事業者においても、各種認可手続の進捗状況など、本情報の共有をすることによりまして、系統接続業務においても、許認可状況を踏まえた、より適切な対応をすることができるようになるというふうに期待できます。一般送配電事業者との共有及び連携をお願いしたいと思います。

発言は以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

チャットでは、今の松本オブザーバーが終わりまして、ほか、いらっしゃいますか。

高村委員、どうぞご発言ください。

○高村委員

山内先生、どうもありがとうございます。

基本的に本日ご提案いただいている方向性については賛成で、その上で、幾つか意見、あるいは要望を申し上げたいというふうに思っております。

まず大きな点でいくと、論点①の追加的論点、2番目に出していただいている温対法との関係についてです。我々がとりまとめたときに、温対法の促進区域との関係で、今日も資料を入れていただいておりますけれども、手続厳格化の例外という形を置いて、それを説明してありますけれども、恐らく少しこの段階になって丁寧にその内容を考える必要があるだろう

というふうに思っております。

これは、先ほど桑原委員ほかおっしゃったように、適正な規律、地域共生の再生を図って、それによって再生可能エネルギーを拡大していくという点で、今回の特に三つの分野の許認可の手續の厳格化というのは、ある意味で、事業が適正に、かつ地域共生で行われる上で不可欠の要素も含んでいると思っております、そういう意味で、促進区域において、そうした適正な規律の下での地域共生型の再エネ促進というのが、うまく実現できるようなバランスといいたいでしょうか、これを具体的に考えていく段階に入っているというふうに思います。

促進区域の実態について、今日も資料、あるいは委員からもご発言がありましたけれども、私自身も、例えば都道府県の法に基づく環境配慮基準の設定等々を拝見して参加しておりますけれども、今まで都道府県レベルで促進区域に係る環境配慮基準を設定されたところ、それから実際に促進区域を設定された自治体の動向を見ますと、これもどなたか既におっしゃったように思いますけれども、特に砂防三法の下での許認可に関わるような地域については、そもそも促進区域の設定から外す判断をされている。あるいは都道府県の環境配慮基準の中で、促進区域に含めないという基準の設定をされているケースが見られると思います。むしろそちらのほうがトレンドだというふうに思います。森林法も、例えば保安林、これは徳島県さんなんかはそうですけれども、保安林に関して言えば、既に促進区域の対象としないという、そういう環境配慮基準が設定をされていたりします。

特に、今、最初に例を挙げました砂防三法に関しては、これは事務局の資料にありますけれども、やはり災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるところで、先ほどちょっと申し上げました手續の厳格化の例外、例外というのはなじまないかもしれないというふうにも思います。

スライド3にあります①から③のところで、三つの分野の許認可について、認定前の取得ということを経済条件にしたわけですが、これは大関委員が幾つか事例も出してくださいましたが、具体的に促進区域の中で事業をしていただくというのは、地域の管理の下で、地域の目の届く範囲で、そこでしかも環境配慮基準を守る形で事業が行われる可能性が高い地域だと思うので、そちらに誘導していくという観点からも、具体的にこれら関わる許認可について、どういう形で先ほどの土地開発についての適正な土地開発、土地利用を担保しながら再生可能エネルギーを促進していくか。どこを、厳格な手續をどのように緩和、折り合いをつけていけるのかということ、少し具体的にやはり検討いただく必要があるのではないかとこのように思います。これは恐らく経産省さん、資源エネルギー庁さん、それから関係する法令を所管していらっしゃる省庁と連携をしていただく必要があつて、これをぜひ促進区域の、まずここで文脈で提起をしていただいていますけれども、よい促進区域での促進というのは非常に重要な点でもありますので、具体的な検討にぜひ入っていただきたいというふうに思っております。

促進区域に関しては、これはむしろこちらで言う話ではないかもしれませんが、環

境省さんもお出席だと思いますので、そういう意味で、許可のところの厳格な手続の緩和だけでなく、やはりそこに事業を誘導していくということが、地域の目の届く範囲で環境配慮基準を守って事業をしていただくと、そちらに誘導するという意味でも重要で、促進区域のやはり設定をどう促進し、そこでの事業を拡大していく、活性化していくか、その方策について、許認可の次元を超えて、やはり施策を議論していただく必要があるというふうに思っています。ここでの文脈とは少し違うかもしれませんが、先ほどの許認可の文脈で具体的に検討いただくとともに、お願いをしたいという点であります。

大きな点では、論点の3でしょうか、自治体の連携強化のところですか。こちらについては2点申し上げたいことがあります。1点目は既に実は大関委員がご指摘になった点ですが、FIT/FIPの認定に関わって、事前登録ということでもありますけれども、やはり非FIT案件、あるいは改定制度によらない再生可能エネルギー案件、事業案件というのも増えてきていますし、増えてくると思いますので、こうしたものの取扱いをどうするかという点が一つ申し上げたかった点です。

二つ目は、別の文脈でも議論になっておりますけれども、特に再エネの開発をされようとしている事業の事前の情報提供でもありますので、やはり情報の目的外利用、第三者への提供等について、適切な情報の管理が必要だというふうに思っています。これは事務局の資料にもありますけれども、それがしっかりされるというのが、事業者が安心して情報を提供できる基盤でもあると思います。そうした制度、システムの構築なり運用というのをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

チャットでは、今、高村さんのほかには、最後にご希望のある方、どなたかいらっしゃいますかね。

それでは、よろしければ、事務局からご意見についてコメントをいただければと思います。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。幾つか複数の委員から同じようなテーマにつきましてご指摘いただいたところから、まず中心に、事務局から回答させていただきたいと思います。

まず一つ目ですけれども、スライド7ページ目にありましたが、申請要件の厳格化ということで、事前許可の取得を申請の前提ということにするものにつきまして、この土地開発、もしくは安全に直結するもの以外の許認可の検討につきまして、方向性はいいけれども、どういったものについてスコープを広げていくのかということでございます。現時点で事務局におきまして予断を持っているわけではございませんけれども、今日、各委員の方々からご指摘いただいたような保護法益との関係、またこの再エネ特措法の中におきます必要性等、そうした手続の必要性ということなどにつきまして、しっかりと総合的に考えていく必要があるのかなということでございます。本件に関しては、大貫委員からもご指摘いただき

ましたし、桑原委員からもご指摘いただきました。また、神山委員からも高村委員からもご指摘いただいたところでございますが、そうした観点からしっかりと今後検討をしていきたいというふうに考えてございます。

また、共通的なご指摘といたしまして、手続について、温対法との連携についての関係でございますけれども、ここについて慎重に検討していくというところ。特に最後、高村委員からも、具体的なそれぞれのところで検討すべきだということで、その方向性というところ、実際の念頭に置いている許認可の性質ですとか、実際の自治体のニーズですとか事業者のニーズも含めて、こうした措置をどう置くという意味があるのか。また、意味がないのであれば、そうした措置の検討ということを改めてした上で、連携の必要はなかったねということも、それは一つあるのかなと思ってございます。ここはまさに高村委員ご指摘のとおり、事業規律に関する議論というのは日々深まってきてございますので、こういう中で、片方で再エネの、地域と共生した、かつ地域にとって信頼できる再エネが入っていける環境という観点から、促進区域の設定と併せてこうした再エネ特措法の規律の強化というところの連携がうまく取れるように、引き続き具体的に検討をしていきたいと考えてございます。また、事務局におきまして、環境省さんとか自治体の方々、事業者の方々などの状況なども踏まえながら、検討を深めていければと考えてございます。また、この温対法との連携につきましては、これも大貫委員からもそうですし、大関委員もそうですし、神山委員からもご指摘いただいておりますし、高村委員からもご指摘いただいたところでございますので、こうした考え方でしっかりと、事務局におきましては検討を深めていきたいと考えてございます。

また、大貫委員からは、自治体のイニシアチブ以外でも、促進区域を後押しするようなガイドラインなどについての必要性などについて言及いただいておりますので、また環境省さんとかにも、こうしたご意見をいただいたことについては共有し、また環境省さんのほうで今まさに検討会を開いていただいておりますので、そういうところでも情報提供させていただきたいと思っております。

また、大関委員から、特に仮登録の話、事業者の情報につきまして、FITシステムとの関係におきまして、仮登録について任意とするのかということなど、ご指摘をいただいております。現時点では、再エネ特措法上マストであるのは、いわゆる認定に伴う申請ということでございますけれども、仮登録は、その意味では、再エネ特措法上の現状はマンドトリーなものであるという形なのかとは思いますが、また任意だということではございませんけれども、他方で、スムーズな審査を行っていく、もしくは、高村委員ご指摘のとおり、情報の取扱いには留意しながらも、円滑に、自治体もしくはその後の審査、例えば説明会の開催などにつきましては、実際に開催したのかということなどについても当然確認をしていくこととなりますので、こうした迅速な共有というところが、効率的な結果の審査にもつながっていくということとなりますので、そういう観点からは、任意ではあるものの原則求めていけるような、そういう形の制度ということも併せて、これは必要に応じてガイドラインなどのアップデートも必要かと思っておりますけれども、しっかりと検討していきたいと考えて

ございます。今は特措法上の取扱いは任意でありますけれども、任意ではあるけれども、原則求めていけるような、そういうこともしっかりと検討していく中で、結果、事業者の方々にとって効率的な、また関係自治体の方を含めて、必要な情報が共有される中で、地域と共生できる再エネがしっかりと形成されるような環境づくりにつながっていくようにしていきたいと思っております。

また、複数の委員から、非F I Tの取扱いにつきまして、大関委員もそうでございますし、高村委員からもご指摘をいただいております。非F I Tの取扱いにつきましては、当然、再エネ特措法の現時点ではスコープの外、卒F I Tであれば対象にはなっておるわけですが、非F I T/F I Pにつきましては、再エネ特措法の外で案件が形成されるということでございます。したがって、電気工作物という観点からは、電気事業法というところの対象というところの観点から、何ができるのかということでございます。

電気事業法の観点からも、経済産業省の本省のほうにおきましてもご議論をいろいろと進めていただいております。例えば関係法令の許認可の取得の状況などにつきましては、工事計画届出の段階までにちゃんと完了しているのかといったことなど、また、使用開始前の時点で確認することなど、様々な対応を検討していく中で、電気事業法の省令改正などについても必要な改正の検討を行っているところでもございます。

また、小規模な太陽光パネルなどにつきましては、策定の義務というところがNon-F I Tの場合にはどうしていくのかということからは、電気事業法上は現時点では義務になってございませんけれども、そういうところにつきましても、今後、小規模な太陽光の策定、これはNon-F I Tの場合におきましても、電気事業法上の改正を同じようなタイミングで改正していくこともご検討をいただいているところでもございます。こうしたことも含めて、Non-F I Tに対する事業規律の適用につきまして、何をどこまで求めていくのかということにつきましては、電気事業法との連携ですとか、そのほかの方策の検討などにつきましても、引き続き行っていきたいと考えてございます。

また、桑原委員からご指摘いただいたところの、不備なくということの、スライド8ページ目のところでございますけれども、これはいわゆる白紙委任のような形で、全く、取りあえず登録しますということ、申請しますということなどは、当然そういったことは我々としては手続として受け入れられるものではないわけでございますけれども、不備ありやなしやということでは、形式的なもので、若干不備がある場合というのは当然ございますので、そういったものについては日々の申請実務の中ではやり取りをさせていただいておりますが、そういう中で、基本的には不備なく申請を行っていただくということが原則ではございますので、我々も実務に混乱がない形で進めていきたいと思っておりますけれども、他方で、この線引きということの引き方によっては、逆にそれ以外のものは何でもいいのかということなど、この示し方などにつきましては、我々としてもいろいろと留意しながら検討を深めていきたいと考えてございます。

あと、東京大学の松本委員からもご指摘をいただいた長期電源化につきましては、これは

オンサイト P P A もそうですし、これは大量導入小委員会のほうでもしっかりと議論をしていくべき話だと思っていますし、関係省庁の方々含めた 2030 年の目標に向けた取組をしっかりとやっていくという観点からも、松本委員からご指摘いただいたところについては、幅広く関係省庁の方々とも連携する中で議論をさらに深めていく。また、ご指摘の広報など、また自治体の方々を含めた情報の提供などについても、しっかりと取組を進めていきたいなと思っています。

九州電力、松本オブザーバーからもご指摘をいただいています、太陽光パネルを含めた廃棄のほうは、しっかりとご指摘を踏まえながら考えてございますので、また九州エリアにおいては、こうした取組も進んでいると思いますので、また様々な情報の提供をいただければなと思っています。

また、F I T / F I P 以外のところについては、先ほど申し上げたとおり、様々な電気事業法を含めた対応について検討していきたいと思っていますけれども、この点についても事業者の方々の立場から、様々な対応の方向性で、こういう取組がいいのではないかということがあれば、ぜひご提案などもよろしくお願ひできればなと思っています。

我々のプラットフォームの情報との系統の情報の接続とかにつきましては、我々も一方で、再エネのシステムについてのアクセスについての様々な今見直しもアップデートしているところ、見直しも外部識者の方々にご議論いただいているところでございますので、そうした中でどういったことが可能なのかということも、改めて検討していきたいなと考えてございます。

高村委員からのご指摘、先ほど冒頭の申し上げたところを複数回答させていただいてございますので、それに代えさせていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

何か追加的なご発言はございますか。

○環境省

環境省からよろしいでしょうか。

○山内座長

どうぞ、ご発言ください。

○環境省

環境省でございます。促進区域制度について回答させていただきます。

大貫委員ほかにご指摘いただきましたとおり、促進区域の支援でございますが、環境省としましても、マニュアルの策定ですとか財政支援ですとか、R E P O S を通じて再エネの情報提供ですとか、いろいろしてございますので、引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

また、高村先生のほうからもご指摘いただきましたけれども、促進区域制度全体をどのよ

うに促進するか、有識者会合でもしっかり議論していきたいと思います。

また、各委員からご指摘いただきましたとおりでございますけれども、促進区域内に事業を誘導して地域共生型再エネを進めていくためにも、本連携は非常に環境省としても重要であると考えてございます。その一方で、何でもかんでも事業規律の例外にするとか、そういうことではなく、事業規律と促進のバランスはしっかり取っていきたいと考えてございまして、引き続き資源エネルギー庁さんと議論させていただきたいと思います。

促進区域制度ですけれども、市町村が再エネを促進するエリアを指定して終わりという制度ではなくて、そのエリアで求める地域貢献ですとか環境保全の取組ですとか、そういうことも併せて示させていただいて、その要件に合致する事業を市町村が認定して地域共生型再エネを推進していくという制度でございます。こうした促進区域制度、一連の長いプロセスがございますので、FITの手続厳格化の例外を設ける場合にも、どういった段階でその例外を設けるですとか、FIT、各種許認可のタイムラインとの関係で齟齬がないかですとか、そういったこともしっかり検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○山内座長

ありがとうございました。

ほかにありますか。よろしいですかね。ありがとうございました。

今日のところは法律が通ったところで、そこに至るまでにいろいろ議論すべきところということで、それを頭出しというかな、それをしてもらったわけですがけれども、基本的に、認定手続を厳格化するというところで、まず、例の森林開発許可とか土地開発の許認可とか、そういう早急に要件化するという必要があることについては早急にやるということで、皆さん一致したということだと思います。10月の頭ですかね、10月1日ぐらいを目途に、これは周知期間を置いてそのくらいにやると、こういうことだと思います。

それ以外にも、許認可以外のものについても必要に応じて検討を行うということでは、これは随分いろんなところでご指摘いただいたので、事務局のほうでまたそれを検討していただくということだと思います。

それから、温対法との連携、タイムラインとか具体的な関係性とか、これもさらに議論するというところでよろしいかと思えます。

これが一固まりだとして、あともう一つは自治体との連携強化、これについては、認定手続の厳格化と、その場合の関係行政機関との連携強化と、これについてご議論いただいて、これも皆さんご指摘いただいたところだと思います。

本日いろいろ議論していただいて、今後、例えば住民説明会の要件に関する論点とか、そういったところがありますので、こういったところを事務局で引き続き検討していただくということにしたいと思えます。

そういうことで、本日はよろしいでしょうか。かなり具体的にいろんなご意見をいただきましたので、事務局、参考にしていただきたいというふうに思えます。ありがとうございました。

した。

それでは、次回以降の予定について、事務局から何かあれば、お願いします。

○能村新エネルギー課長

事務局でございます。第2シーズンの1回目ということで、本日もありがとうございます。また、6月以降、省令ガイドライン改正に向けまして、鋭意事務局としても準備を進めてまいりたいと思っております。また、6月の日程を頂戴する形になると思いますが、また日程が決まり次第、経産省のホームページでお知らせいたします。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

3. 閉会

○山内座長

それでは、これをもって本日の会合は閉会とさせていただきます。本当にご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。